

平成19年度第2回道州制特区提案検討委員会次第

日時 平成19年8月28日9:30~
場所 かでる2・7 730研修室

1 開 会

2 議 事

- (1) 当面の審議スケジュールについて
- (2) 道民提案第1次整理（地域医療対策）について
- (3) 緊急提案案件審議（地域医療対策）について

ア 概要説明

イ 参考人意見聴取～名寄市立大学学長 久保田 宏 氏

ウ 案件審議

- (4) 次回（第3回）委員会について
- (5) その他

3 閉 会

【配付資料】

- 資料1 提案検討委員会の当面のスケジュール（案）
- 資料2 道民提案の状況（地域医療対策）
- 資料3 道民提案の実現手法に関する整理一覧表
- 資料4 地域医療の現状について
- 資料5 北・北海道の医療体制とこれから
- 資料6 北・北海道の地域医療
- 参考資料

第2回北海道道州制特区提案検討委員会委員名簿

【委 員】

氏 名	現 職	備考
五十嵐 智嘉子	(社) 北海道総合研究調査会常務理事	副会長
井 上 久 志	北海道大学大学院経済学研究科教授	会長
佐 藤 克 廣	北海学園大学法学部教授	
林 美香子	キャスター・地域まちづくりコーディネーター	
福 土 明	札幌大学法学部教授	
宮 田 昌 利	(株)サンエス・マネジメント・システムズ代表取締役	欠席
山 本 光 子	(株)電通北海道プランニングディレクター	

(50音順)

【事 務 局】

氏 名	役 職
川 城 邦 彦	北海道企画振興部地域主権局長
井 筒 宏 和	北海道企画振興部地域主権局次長
出 光 英 哉	北海道企画振興部地域主権局参事
田 中 秀 俊	北海道企画振興部地域主権局参事

配 席 図

井上会長
五十嵐
委員

報

道

席

林 委員

山本委員

佐藤委員

福士委員

傍

聴

席

川城局長
井筒次長

事 務 局

提案検討委員会の当面のスケジュール（案）

区分	開催時期	審議事項	
第1回	7月30日	1 会長、副会長の選任 2 設立の背景等について 3 調査審議について 4 スケジュールについて 5 質問	
第2回	8月28日	道民提案 第1次整理 (考え方)	緊急提案案件審議 地域医療
第3回	9月 7日	緊急提案案件審議 地域医療／食品表示／水道	
第4回	9月下旬	整理案審議／答申案審議	
答申	9月下旬	第1回答申（緊急提案案件） ↓ 市町村意見聴取、パブリックコメント ↓ 第4回定例道議会に提案・審議	

第5回	9月下旬	整理案審議	分野別審議
※ 整理案がまとまった分野から順に審議			※ 道政課題、緊急度、道民の関心度等を考慮して、委員会が決定する順序で審議。 ○環境保全 ○土地利用規制 ○農林水産業 ○経済・雇用 ○地域振興 ○教育・福祉・子育て ○(地域医療)
第6回	10月上旬		答申案審議
第7回	10月下旬		道民提案整理／H19年度提案事項
第8回	11月上旬		
答申	11月中旬	第2回答申（H19年度提案に向けた提案案件等） ↓ 市町村意見聴取、パブリックコメント ↓ 第1回定例道議会に提案・審議	

※ 以後、審議未了の案件や新たな道民提案、道政課題を踏まえた府内検討案件等の調査審議を順次行い、適宜、審議が終了した案件をまとめて答申していく。

◎ 道民提案の状況（地域医療対策）

資料 2

大分類	中分類	小分類	細分類	概要	提案数 重複除く	関連提案番号	
A 地域医療対策	地域医療対策	医療従事者の地域偏在是正	地方勤務医養成	医育大学の定員増・地域枠導入	4	4	1007A, 1061A, 2006A, 3063A
			地方勤務医確保	地域での臨床研修義務化	2	1	2006A*, 2015A
			潜在医師・外国人医師の招致	第一線を退こうと考えている医師や「臨床修練制度」を受けた外国人医師を招致する。	4	3	1002A, 2006A*, 3028A, 3069A
			地方への派遣システム	医療機関のグループ化	2	1	2006A*, 3064A
				期間限定交代制の導入	2	1	1043A, 2006A*
				医師派遣の円滑化	3	0	2022A*, 2026A*, 2030A*
				道職員医師の民間病院派遣	1	1	3106A
			地方勤務誘導	診療報酬の特例措置	2	1	2006A*, 3061A
			看護職員確保	看護学校の定員増・奨学金拡充	3	3	2019A, 2027A, 2031A
				養成施設指定権限移譲等	1	1	1008A
				外国人人材受け入れの促進	1	0	1033B*
			地方病院の経営健全化	標準医師数の算定方法緩和	9	9	2018A, 2020A, 2022A, 2025A, 2026A, 2028A, 2030A, 2032A, 3036A
				看護職員の配置基準緩和	8	5	2019A*, 2021A, 2023A, 2024A, 2027A*, 2029A, 2031A*, 2033A
			遠隔地等での医療補完体制整備	緊急通報システム整備	1	1	3019A
				医療チームの出向	1	1	3020A
				通院費補助	1	1	3021A
				バイタルチェックの常駐	1	1	1044A
			その他	施設基準の緩和	1	1	2011A
				小児科・産婦人科・歯科設置	1	0	1043A*
				学校と病院の併設	1	0	1047H*
				私立病院の空き病棟の有効活用	1	1	1049A
			施設の整備等	医師確保対策の強化	1	1	3035A
				救急車の出動理由の公表	1	1	1045A
				予防医療と家庭医制度の促進	1	1	3092A
	3分類	9分類		24分類	53	39	

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表

大分類	A 地域医療対策
中分類	医療従事者の地域偏在是正

【特区提案として検討すべきもの】

小分類	細分類	概 要	提案数 重複 除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘 要	関係 部課	個票 番号	
地方勤務 医養成	医育大学の定員増を行うとともに、将来地域医療に携わる意志のある人材を優先的に入学させる。		4	① 定員増 ・ 学校教育法等の法令上、公立大における収容定員の変更は学則変更で足り、認可を要しない。 ・ 医学部の定員抑制方針は、昭和61年及び平成9年の閣議決定に基づいて行われており、法令の根拠はないものの、事前協議制により、実質的には国が関与している。 ② 地域枠 ・ 北海道内に所在する高等学校を卒業見込みの者を対象とした一般推薦選抜枠（医学部）を平成9年度から10名、平成14年度から20名設けている。 ・ また、さらに、平成20年度は北海道内に所在する高等学校を平成18年4月以降卒業又は平成20年3月卒業見込みの者を対象として、札幌医大を卒業後、一定期間北海道の地域医療に従事することを確約させる特別推薦選抜枠（医学部）を5名導入した。	① 定員増 ・ 札幌医大の定員増については、形式上対応可能な法令制度とされているが、実質的には国が関与しているため、学則変更の届出先を北海道知事とする。 ② 地域枠 ・ 特別推薦選抜の入学者全員に、奨学金貸与制度を準備中。 ・ 特別推薦選抜での入学者には、札幌医大を卒業後、一定期間北海道の地域医療に従事することを確約させる。	① 定員増 【メリット】 ・ 知事権限となることで、道内の実態に即した医師数の調整が可能となる。 【デメリット】 ・ 教職員の増や施設設備整備に係る財政負担の増。 ② 地域枠 【メリット】 ・ 北海道の地域における医療体制の維持、確保ということについてメリットがあると考えられる。 【デメリット】 ・ 一定の地域医療従事ということを義務づけても、学生が入学から卒業するまでの間において、将来の進路（分野）選択に変更が生じる場合も考えられる。	国において来年度以降、全国の大学医学部の定員増を検討しているとの情報がある。	（保） 地域医師確保推進室 参事 総 行政改革局参事	1007A 1061A 2006A 3063A	
地方勤務 医確保	地域での臨床研修義務化	研修医等に地方病院勤務を義務づける。	2	1	・ 研修医の多くが都市部の臨床研修病院で研修を受ける傾向にある。 ・ 医師の多くが都市部で勤務する傾向にある。	・ 研修医、病院等の管理者となる医師の地方勤務の義務付け。	【デメリット】 ・ 道州制特区を活用して、地方勤務を義務付けた場合、道外への医師の流出を招く恐れがある。 ・ 地方病院が研修指定病院と指定されるための体制整備。 ・ 研修医が診療に対しての不安が懸念される。		（保） 地域医師確保推進室 参事	2006A* 2015A
潜在医師・外国人医師の招致	第一線を退こうと考えている医師の招致や、外国人医師の医師国家試験を免除する。		4	① 潜在医師 ・ 北海道地域医療振興財団のドクターバンク事業等の医師確保の取組を行っている。（熟練ドクターバンク） ② 外国人医師 ・ 外国人医師は医師免許を取得し、日本国内で医療を提供している。 ・ 臨床修練制度を受けた外国人医師の受け入れ自体は現行法令で対応可能。	① 潜在医師 ・ 定年退職年齢の見直し ・ 医師確保対策の強化（道予算事業） ② 外国人医師 (現行法令で対応可能)	① 潜在医師 【メリット】 ・ 定年退職年齢を見直すことにより、市町村職員として常勤医師としての勤務が可能 ② 外国人医師 【メリット】 ・ 臨床修練制度を受けた外国人医師が日本の医師免許を取得すれば、医師確保が図られ、医療水準を保つことができる。 【デメリット】 ・ 現行の臨床修練制度は、外国人が日本の医療技術を修得し、自国の医療水準を高めることを目的としており、直接日本の医師確保につながらない。 ・ 外国の医師免許を有する外国人医師では、言葉の違いで十分なインフォームドを行えず、患者が十分に満足できる体制を確保できないと考えられる。		（保） 地域医師確保推進室 参事、 医務薬務課	1002A 2006A* 3028A 3069A	

(中分類：医療従事者の地域偏在是正のつづき)

小分類	細分類	概 要	提案数 重複 除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘 要	関係 部課	個票 番号
地方への 派遣シス テム	期間限定交代 制の導入	過疎地に期間限定交代制で 医師を派遣する。	2 1	・ 医師確保対策として、全国知事会と連 携し、病院や診療所の管理者となる要件 に地域での勤務を加えることを要望して いる。		【デメリット】 ・ 道州制特区を活用して病院の管理者と なる要件にへき地勤務等を付加すること については、道外への医師の流出を招く おそれがある。		保) 医療政 策課	1043A* 2006A*
	医師派遣の円 滑化	病院間の医師派遣を円滑化 するため、派遣元医療機関 の医師数が減算されない措 置を講ずる。	3 0	・ 医療法に基づき病床の種別により医師 の配置数が決まっている。	関係法の改正	【メリット】 ・ 提案内容では触れられていないが、医 療機関の経営負担が軽減できると考えら れる。 【デメリット】 ・ 提案内容では触れられていないが、医 療の質や安全性の低下とともに、一人の 医師に過重な労働が生じ、その結果、医 師の確保が定着難しくなると考えられ る。		保) 医務薬 務課	2022A* 2026A* 2030A*
	道職員医師の 民間病院派遣	へき地の医師不足解消のた め、地方自治法により職員 の派遣を、医師に限り民間 に派遣可能とする。	1 1	・ 市町村立の医療機関を含む公的医療機 関は、都道府県が定めた施策の実施に協 力しなければならない。 ・ 地域医療の確保を図る観点から、道職 員医師を市町村立の医療機関を含む公的 医療機関にも派遣することとしている。	派遣職種の除外を規定する。	【メリット】 ・ 地域の医師確保 【デメリット】 ・ 民間医療機関への派遣による公平性の 担保 ・ 派遣要請の増大による選定の困難性		保) 地域医 師確保 推進室 参事	3106A
地方勤務 誘導	診療報酬の特 例措置	診療報酬で地方勤務の加算 を行い、増加見合いを他の 区分から減算できるよう特 例措置を設ける。	2 1	・ 診療報酬は厚生労働大臣が中央社会保 険医療協議会に諮問し、その意見を聴い て定めることとなっており、その算定方 法は、健康保険法第76条第2項の規定に 基づいている。 ・ また、健康保険の財政運営は全国ブー ルで行われており、財源は保険者からの 拠出金（保険料、国庫負担・補助）によ って賄われている。		【デメリット】 ・ 一部の診療報酬を引き上げ、これに見 合う診療報酬の引き下げが可能となるか が不明。 ・ 北海道だけ医療費が増加し、保険料を 高くせざるを得なくなり、結果的に全国 一律の保険料に格差が生じることとな る。 ・ 北海道だけの独自の考え方による診療報 酬の算定要件の緩和には全 国の各医療 保険者の了解を得ることが難しい。		保) 国民健 康保険 課	2006A* 3061A

(中分類：医療従事者の地域偏在是正のつづき)

小分類	細分類	概 要	提案数 重複 削除	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘 要	関係 部課	個票 番号
看護職員 確保	看護学校の定員増・奨学金拡充	地域の看護師不足に対応するため、道立看護学校の定員を増やすとともに、奨学金制度を拡充する。	3 3	<ul style="list-style-type: none"> 18年4月の診療報酬改定により、看護師配置数による報酬単価の差が拡大したことにより、地方や中・小規模病院では看護師確保が困難な状況となっている。 道では、養成確保、就業促進、就業定着、質の向上の4つを柱とした確保対策を進めている。 	道予算事業として検討	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域への看護職員の就業が促進され、看護師不足が緩和する可能性がある。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 少子化に伴う学生数の減や、高学歴志向などにより、既に定員割れの学校もあり、定員の増が直ちに養成数の増にならない可能性がある。 	(H18の主な看護師確保対策) <ul style="list-style-type: none"> ナースバンク事業の利用拡大 潜在看護職員の臨床実務研修の実施 	(保)医療政策課	2019A 2027A 2031A
	養成施設指定権限の移譲を受け、企業参入も含め地方での設置が容易になるよう指定基準を緩和する。	1 1	① 保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、歯科技工士 <ul style="list-style-type: none"> 養成施設の設置には厚生労働大臣の指定と専修学校の知事認可を要するが、この関連を明文化した規定がなく、申請書類も個別であるため、設置者にとって煩雑で判りづらい手続きとなっている。 指定申請に際し、明文化された基準以上のレベルを国から求められることが多く、申請者や経由機関である道にとっても判りづらい内容となっている。 設置主体の制限については、法令上の規定はないが、指導要領で「営利を目的とした法人」が原則とされている。 ② 臨床検査技師 <ul style="list-style-type: none"> 臨床検査技師の就業数は、ここ数年安定した状態で推移。これまでの立入検査でも法律で定める臨床検査技師等の員数不足は見られない。 ③ 理容師、美容師 <ul style="list-style-type: none"> 養成施設の指定権限は厚生労働大臣にあるが、指定に必要な調査に関する事務は、都道府県が処理することとされている。 	① 保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、歯科技工士 <ul style="list-style-type: none"> 制度改革を国に要望（簡素で判りやすい手続きに） ② 臨床検査技師 <ul style="list-style-type: none"> 臨床検査技師等に関する法律改正 ③ 理容師、美容師 <ul style="list-style-type: none"> 理（美）容師法の改正 	① 保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、歯科技工士 <p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 養成施設の設置が促進され、養成定員を拡大できる可能性がある。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育水準の低下や学習環境の悪化を招く可能性がある。 医療従事者の水準に差が生じる可能性があり、全国一律の診療報酬制度下においては、患者側から見れば不利益となりかねない。 ② 臨床検査技師 <p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の実情に応じた養成施設の設置が可能となるほか、事務手続の簡素化が図れる。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規参入等により養成施設が増え、結果、養成施設の経営が難しくなるほか、募集学生のレベル低下が懸念される。 ③ 理容師、美容師 <p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 養成施設の指導監督を一元的に実施することで、より効率的で、適切な事業実施が図られる。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 養成施設の教育環境等に地域間格差が生じる可能性がある。 	① 保健師等現時点において、地域実態に応じた指定に支障を來した例はない。 ② 臨床検査技師 ③ 理容師等 理（美）容師養成施設の指定権限については、第1次提案において、厚生労働省が移譲困難としている。	(保)医療政策課、健康推進課、医務業務課、食品衛生課	1008A	
外国人材受け入れの促進	外国の看護師資格があれば、日本の資格がなくても看護職員となれるようにする。	1 0	<ul style="list-style-type: none"> 看護師については、フィリピンとの経済協定の中で、看護職員の就業について協定が結ばれているが、あくまでも日本での看護師免許が必要な要件となっている。 			<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 看護職員が増加し、看護師不足が緩和する可能性がある。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> サービスの質（知識・技術・コミュニケーション能力）に差が生じる可能性があり、全国一律の診療報酬制度下においては、患者側から見れば不利益となりかねない。 		(保)医療政策課	1033B*

(中分類：医療従事者の地域偏在是正のつづき)

【特区提案によらなくても対応可能なもの】

小分類	細分類	概要	提案数 重複 除く	理由等				関係 部課	個票 番号
				国 の 専掌事項	現行法令で 対応可能	現行施策の推進で 対応可能	その他の 対応可能		
地方への 派遣シス テム	医療機関のグ ループ化	中核病院と中小病院をグル ープ化し、中核病院から中 小病院への医師派遣を行 う。	2 1			○		・ 自治体病院等の広域化・連携構想について検討	保) 医療政 策課 2006A* 3064A

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表

大分類	A 地域医療対策
中分類	地方病院の経営健全化

【特区提案として検討すべきもの】

小分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
			提案数	重複除く						
地方の実態に即した医療従事者の配置	標準医師数の算定方法緩和	地域の実態に応じた算定とともに、過疎4法の指定地域における特例措置を緩和・延長する。	9	9	<ul style="list-style-type: none"> 病床の種別による医師配置数は、医療法により定められている。 医師配置基準の特例許可については、3年度の許可終了後についても、要件が合致した場合には、再度許可を取得することは可能であり、病床種別の変更の際は、従来から、医師配置基準の特例許可後の医師配置標準数で審査を行っている。 		<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療機関の経営負担が軽減できる。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療の質や安全性の低下とともに、一人の医師に過重な労働が生じ、その結果、医師の定着が難しくなると考えられる。 		保) 医務課 業務課、 国民健康保険 課	2018A 2020A 2022A 2025A 2026A 2028A 2030A 2032A 3036A
	看護職員の配置基準緩和	夜間看護職員の配置を入院患者や病床数に応じた配置基準に緩和し、夜勤時間の制限を緩和する。	8	5	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年の診療報酬改定で、入院基本料を算定する場合、看護職員の夜間復数勤務体制及び月平均夜勤時間数が72時間以下であることが必須条件となった。 診療報酬は厚生労働大臣が中央社会保険医療協議会に諮問し、その意見を聴いて定めることとなっており、その算定方法は、健康保険法第76条第2項の規定に基づいている。 また、健康保険の財政運営は全国一律で行われており、財源は保険者からの拠出金（保険料、国庫負担・補助）によって賄われている。 		<p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 看護職員の労働条件の悪化 医療の質の低下（転倒、転落等の療養上の世話などを含めた医療事故の発生率の増加が懸念される） 北海道だけの独自の考え方による診療報酬の算定要件の緩和には全国の各医療保険者の了解を得ることが難しい。 		保) 国民健康保険 課	2019A* 2021A 2023A 2024A 2027A* 2029A 2031A* 2033A

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表

大分類	A 地域医療対策
中分類	その他

【特区提案によらなくても対応可能なもの】

小分類	細分類	概要	提案数 重複 除外	理由等					関係 部課	個票 番号
				国 の 専掌事項	現行法令で 対応可能	現行施策の推進で 対応可能	その他の 対応可能			
遠隔地等 での医療 補完体制 整備	緊急通報シス テム整備	へき地、過疎地など、少數 集落地域全世帯に対して緊 急通報システムを整備す る。	1 1				○	・ 専らシステム整備に係る予算の議論	総) 防災消 防課	3019A
	医療チームの 出向	患者の家族が行動不可能な 場合など、速やかに医療チ ームが出向し、診療や処置 を行う。	1 1				○	・ 専ら医療チーム派遣に係る施策実施の議論	保) 医療政 策課	3020A
	通院費補助	通院に要する交通費の割引 や無料化を行う。	1 1				○	・ 専ら通院費用の割引・無料等に係る予算の議論	保) 総務課	3021A
	バイタルチエ ックの常駐	病院から遠隔地に妊婦など の患者がいる場合、バイタ ルチェックを常駐させる。	1 1		○			・ 診療所において、看護師等が医師の指示に従い妊婦のバイタルチェックを行うことは対応可能	保) 医務薬 務課	1044A
施設の整 備等	施設基準の緩 和	病院を無床診療所と介護老 人保健施設へ転換する際の 共用部分認定を拡大し、転 換時負担を軽減する。	1 1		○			・ 共用部分について拡大予定 ① 出入り口、診察室、階段及びエレベーターについては、共用化 ② 医療機関と老健施設の壁が不要	保) 医務薬 務課	2011A
	小児科、産婦 人科、歯科の 設置	地域に必要な身近な医療と して、小児科、産婦人科、 歯科を設置する。	1 0				○	・ 専ら地域における診療科設置に係る議論 ・ 道内における無歯科医市町村は1村のみであり、道立保健所の歯科医師などが定期検診や医療相談等 を対応している。	保) 医療政 策課、 健康推 進課	1043A*
	学校と病院の 併設	学校と病院を同一建物で併 設する。	1 0		○			・ 公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校においては、学校の整備に関する現行の法令 等の規定で、病院との併設を規制するものは特にない。 ・ 医療法上の要件を具備している場合は対応可能	保) 医務薬 務課	1047H*
	私立病院の空 き病棟の有効 活用	私立病院の空き病棟を有効 利用する。	1 1		○			・ 医療法上の要件を具備している場合は対応可能	保) 医務薬 務課	1049A
その他	医師確保対策 の強化	医療対策協議会の実効性を 確保するため、知事権限を 強化し、医師確保対策を推 進する。	1 1		○			・ 医療対策協議会の協議を経て定められた施策の実施に協力するよう、努力義務がある。	保) 医療政 策課	3035A
	救急車の出動 理由の公表	救急車の不正利用を減らす ため、救急車の出動理由の 公表を制度化し、世論に問 う。	1 1			○		・ 不適正な出動の減少に結びつくよう、広報活動を継続強化及び応急救手当の基礎知識等の普及	総) 防災消 防課	1045A
	予防医療と家 庭医制度の促 進	予防医療を重視するととも に、一定水準まで総合的に 対応できる家庭医を多数輩 出する。	1 1				○	・ 各種の疾患を総合的に診ることができます「総合医」の育成を目指す「総合医養成支援事業」の実施	保) 医療政 策課	3092A

資料3（個票）

道民提案の実現手法等に関する整理票
(大分類：A 地域医療対策)

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 保健福祉部

個票番号：1007A

提案の概要		<ul style="list-style-type: none"> 医学部の学生定員は、「大学、短期大学、高等専門学校等の設置の際の入学定員の取扱い等に係る基準」(平成15年文部科学省告示第45号)により、定員増は認められない。 しかし、国は、この例外措置を打ち出しており、北海道については、一つの県として捉えるのではなく、6つの県として捉え、それごとの人口10万対医師数を基に例外措置の対象に含めるべきである。 札幌医大に、道東、オホーツク、道南枠の医学生の定員として、10年間、10人の定員増を求める。 	
事実関係等整理	事実関係(現状など)	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育法等の法令上、公立大学における収容定員の変更は、医学部を含めて学則変更の届出で足り、認可を要しないが、医学部の定員抑制方針は、昭和61年及び平成9年の閣議決定に基づいて行われており、法令の根拠はないものの、事前協議制により、実質的には国が関与している。 	
	関係法令等	学校教育法	
	関係制度の概要		
提案を実現するためを考えられる手法	法的措置	札幌医科大学の定員増については、形式上対応可能な法令制度とされているが、実質的には国が関与しているため、学則変更の届出先を北海道知事とする。	
	財政措置		
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	<ul style="list-style-type: none"> 知事権限となることで、道内の実態に即した医師数の調整が可能となる。 	
	考えられるデメリット	<ul style="list-style-type: none"> 教職員の増や施設設備整備に係る財政負担の増 	
備考		<ul style="list-style-type: none"> 国において、来年度以降、全国の大学医学部の定員増を検討しているとの情報があるので、国の動向を見極める必要がある。 	
担当部課名	保健福祉部 地域医師確保推進室参事 医師確保推進グループ (内線：25-396)		

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 保健福祉部

個票番号：1061A

提 案 の 概 要		<ul style="list-style-type: none"> 医学部の定員増は文科省の告示でできない。 しかし北海道は一つの県としてではなく、6つの県として考え、人口10万人対医師数を基に例外措置を取るべき。 			
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育法等の法令上、公立大学における収容定員の変更は、医学部を含めて学則変更の届出で足り、認可を要しないが、医学部の定員抑制方針は、昭和61年及び平成9年の閣議決定に基づいて行われており、法令の根拠はないものの、事前協議制により、実質的には国が関与している。 			
関係法令等		学校教育法施行令第26条			
関係制度の概 要					
提 案 を 実 現 す る た め に 考えられる手法	法的措置	札幌医科大学の定員増については、形式上対応可能な法令制度とされているが、実質的には国が関与しているため、学則変更の届出先を北海道知事とする。			
	財政措置				
	その他の措置				
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられるメリット	<ul style="list-style-type: none"> 知事権限となることで、道内の実態に即した医師数の調整が可能となる。 			
	考えられるデメリット	<ul style="list-style-type: none"> 教職員の増や施設設備整備に係る財政負担の増 			
備 考	<ul style="list-style-type: none"> 国において、来年度以降、全国の大学医学部の定員増を検討しているとの情報があるので、国の動向を見極める必要がある。 				
担 当 部 課 名	保健福祉部 地域医師確保対策室参事 医師確保推進グループ (内線：25-396)				

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 保健福祉部

個票番号：2006A

提 案 の 概 要		• 北海道が道州制特区による政府に対する第二次提案の例示として取り上げられた「医師や看護師などの地域的偏在のは正策」について、今後の具体的な提案内容に大きな関心を持っているところであり、この問題の解決に向けた実効ある取り組みに期待する。
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	
	関 係 法 令 等	
	関 係 制 度 の 概 要	
提 案 を 実 現 す る た め に 考 え ら れ る 手 法	法 的 措 置	
	財 政 措 置	
	そ の 他 の 措 置	
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考 え ら れ る メ リ ッ ト	
	考 え ら れ る デ メ リ ッ ト	
備 考		
担 当 部 課 名		保健福祉部 医療政策課 地域医療グループ (内線: 25-366)

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 総務部

個票番号：3063A

提案の概要		<ul style="list-style-type: none"> 札幌医大において道全体の医療に携われる意志のある人を優先的に入学させ、道外からの入学者も含め、入試要項に記載するなどして最低3年は道内の病院・診療所に勤める義務を負わせる。 							
事実関係等整理	事実関係 (現状など)	<ul style="list-style-type: none"> 北海道内に所在する高等学校を卒業見込みの者を対象とした一般推薦選抜枠（医学部）を平成9年度から10名、平成14年度から20名設けている。 また、さらに、平成20年度は北海道内に所在する高等学校を平成18年4月以降卒業又は平成20年3月卒業見込みの者を対象として、札幌医大を卒業後、一定期間北海道の地域医療に従事することを確約させる特別推薦選抜枠（医学部）を5名導入した。 							
	関係法令等								
	関係制度の概要								
提案を実現するために考えられる手法		<table border="1"> <tr> <td>法的措置</td><td></td></tr> <tr> <td>財政措置</td><td>特別推薦選抜の入学者全員に、奨学金貸与制度を準備中</td></tr> <tr> <td>その他の措置</td><td>特別推薦選抜での入学者には、札幌医大を卒業後、一定期間北海道の地域医療に従事することを確約させる。</td></tr> </table>	法的措置		財政措置	特別推薦選抜の入学者全員に、奨学金貸与制度を準備中	その他の措置	特別推薦選抜での入学者には、札幌医大を卒業後、一定期間北海道の地域医療に従事することを確約させる。	
法的措置									
財政措置	特別推薦選抜の入学者全員に、奨学金貸与制度を準備中								
その他の措置	特別推薦選抜での入学者には、札幌医大を卒業後、一定期間北海道の地域医療に従事することを確約させる。								
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	<ul style="list-style-type: none"> 北海道の地域における医療体制の維持、確保ということについてメリットがあると考えられる。 							
	考えられるデメリット	<ul style="list-style-type: none"> 一定の地域医療従事ということを義務づけても、学生が入学から卒業するまでの間において、将来の進路（分野）選択に変更が生じる場合も考えられる。 							
備考									
担当部課名		総務部 行政改革局参事（内線：22-718）							

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 保健福祉部

個票番号：2015A

提案の概要		<ul style="list-style-type: none"> 研修医などの地方病院勤務の義務付け 						
事実関係等整理	事実関係（現状など）	<ul style="list-style-type: none"> 研修医の多くが都市部の臨床研修病院で研修を受ける傾向にある。 医師の多くが都市部で勤務する傾向にある。 						
	関係法令等	医師法第16条の2						
	関係制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 診療に従事しようする医師は、2年以上、医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院において、臨床研修を受けなければならない。 						
提案を実現するために考えられる手法		<table border="1"> <tr> <td>法的措置</td><td>研修医、病院等の管理者となる医師の地方勤務の義務付け</td></tr> <tr> <td>財政措置</td><td></td></tr> <tr> <td>その他の措置</td><td></td></tr> </table>	法的措置	研修医、病院等の管理者となる医師の地方勤務の義務付け	財政措置		その他の措置	
法的措置	研修医、病院等の管理者となる医師の地方勤務の義務付け							
財政措置								
その他の措置								
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	<ul style="list-style-type: none"> 地域の医師確保 						
	考えられるデメリット	<ul style="list-style-type: none"> 道州制特区を活用して、地方勤務を義務付けた場合、道外への医師の流出を招く恐れがある。 地方病院が研修指定病院と指定されるための体制整備 研修医が診療に対しての不安が懸念される。 						
備考								
担当部課名		保健福祉部 地域医師確保推進室参事 医師確保推進グループ (内線: 25-396)						

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 保健福祉部

個票番号：1002A

提案の概要		<ul style="list-style-type: none"> 医師の確保は大変難しい問題であるが、世の中には、そろそろ第一線を退こうと考えている医師も大勢いることと思いますので、このような医師の発掘にも努め、ただ一人の医師を求めていけるこのような地域の医療を確保していただきたい。 	
事実関係等整理	事実関係 (現状など)	<ul style="list-style-type: none"> 北海道地域医療振興財団のドクターバンク事業等の医師確保の取組を行っている。(熟練ドクターバンク) 	
	関係法令等		
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	定年退職年齢の見直し	
	財政措置	医師確保対策の強化(道予算事業)	
	その他の措置		
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	<ul style="list-style-type: none"> 定年退職年齢を見直すことにより、市町村職員として常勤医師としての勤務が可能 	
	考えられるデメリット		
備考		<ul style="list-style-type: none"> 熟練ドクターバンクについては、道州制特区には馴染まないと考える。 	
担当部課名	保健福祉部 地域医師確保対策室 医師確保推進グループ (内線：25-396)		

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 保健福祉部

個票番号：3028A

提 案 の 概 要		<ul style="list-style-type: none"> 外国人医師の受け入れ（道内医療機関での医療活動を可能にする）。 						
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	<ul style="list-style-type: none"> 外国人医師については、医師法に基づく医師免許を取得し、日本国内で医療を提供している。 						
	関 係 法 令 等	医師法						
	関 係 制 度 の 概 要							
提 案 を 実 現 す る た め に 考 え ら れ る 手 法		<table border="1"> <tr> <td>法 的 措 置</td><td></td></tr> <tr> <td>財 政 措 置</td><td></td></tr> <tr> <td>そ の 他 の 措 置</td><td></td></tr> </table>	法 的 措 置		財 政 措 置		そ の 他 の 措 置	
法 的 措 置								
財 政 措 置								
そ の 他 の 措 置								
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考 え ら れ る メ リ ッ ト	<ul style="list-style-type: none"> 医師不足が解消されると考えられる。 						
	考 え ら れ る デ メ リ ッ ト	<ul style="list-style-type: none"> 他国で取得した医師免許を有する外国人医師では、一定水準の医療技術を保つことが出来ないほか、言葉の違いで十分なインフォームドを行うことが出来ず、患者が十分に満足できる体制を確保できないと考えられる。 						
備 考								
担 当 部 課 名		保健福祉部 医務薬務課 医務グループ（内線：25-564）						

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 保健福祉部

個票番号：3069A

提 案 の 概 要		<ul style="list-style-type: none"> 日本で外国人医師が臨床できるようにする「臨床修練制度」を受けた外国人医師の受け入れ。
事 実 関 係 (現状など)		<ul style="list-style-type: none"> 現行法令で対応可能である。
関 係 法 令 等		外国人医師が行う臨床修練に係る医師法等の特例等に関する法律
関 係 制 度 の 概 要		
提 案 を 実 現 す る た め に 考 え ら れ る 手 法	法 的 措 置	
	財 政 措 置	
	そ の 他 の 措 置	
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考 え ら れ る メ リ ッ ト	<ul style="list-style-type: none"> 「臨床修練制度」を受けた外国人医師が、医師国家試験を取得することが出来るとなると、医師の確保が図られるとともに、医療水準を保つことが出来ると考えられる。
	考 え ら れ る デ メ リ ッ ト	<ul style="list-style-type: none"> 現行の臨床修練制度では、外国人が我が国の医療技術を修得し、自国に戻りその医療水準を高めることを目的としており、結果、我が国の医師の確保につながらないものと考えられる。
備 考		
担 当 部 課 名		保健福祉部 医務薬務課 医務グループ（内線：25-564）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 保健福祉部

個票番号：1043A

提案の概要		<ul style="list-style-type: none"> 地域に必要な身近な医療としての3科の設置（併設でも構わない）。 過疎地の医師についての期間限定交代制の導入。 			
事実関係等	事実関係 (現状など)	<ul style="list-style-type: none"> 医師確保対策として、全国知事会等と連携して、病院や診療所の管理者となる要件に地域での勤務を加えることを要望している。 			
関係法令等	医療法第10条				
整理概要					
提案を実現するためと考えられる手法	法的措置				
	財政措置				
	その他の措置	小児科医療の重点化について現在検討しているところ。			
実現した場合のメリット等	考えられる メリット				
	考えられる デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 小児科、産科については医師不足が深刻であり、勤務病院を重点化する必要がある。少数の医師しか配置されないようだと、逆に医師の離脱を招く。 道州制特区を活用して病院の管理者となる要件にへき地勤務等を付加することについては、道外への医師の流出を招くおそれがある。 			
備考					
担当部課名	保健福祉部 医療政策課 地域医療グループ（内線：25-366）				

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 保健福祉部

個票番号：2022A、2026A、2030A

提 案 の 概 要		<ul style="list-style-type: none"> 病院間の医師派遣を円滑化するため、派遣元医療機関の医師数が減算されない措置を講ずる。 	
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	<ul style="list-style-type: none"> 医療法に基づき病床の種別により医師の配置数が決まっている。 	
	関係法令等	<p>健康保険法 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法 医療法</p>	
	関係制度の概 要	<ul style="list-style-type: none"> 診療報酬算定においては、医師数が算定根拠の一つとなるが、医師の派遣元医療機関に対し、医師数が減算されない措置は講じられていない。 	
提 案 を 実 現 す る た め に 考 え ら れ る 手 法	法的措置	関係法の改正	
	財政措置		
	その他の措置		
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考 え ら れ る メ リ ッ ト	<ul style="list-style-type: none"> 提案内容では触れられていないが、医療機関の経営負担が軽減できると考えられる。 	
	考 え ら れ る デ メ リ ッ ト	<ul style="list-style-type: none"> 提案内容では触れられていないが、医療の質や安全性の低下とともに、一人の医師に過重な労働が生じ、その結果、医師の確保・定着が難しくなると考えられる。 	
備 考			
担 当 部 課 名		保健福祉部 医務業務課 医務グループ（内線：25-564）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 保健福祉部

個票番号：3106A

提 案 の 概 要		<ul style="list-style-type: none"> 道職員の派遣は、地方自治法により市町村に限られているため、医師に限り民間にも派遣できるようにする。 						
事 実 関 係 (現状など)	<ul style="list-style-type: none"> 市町村立の医療機関を含む公的医療機関は、都道府県が定めた施策の実施に協力しなければならない。 地域医療の確保を図る観点から、道職員医師を市町村立の医療機関を含む公的医療機関にも派遣することとしている。 							
関係法令等	<p>医療法第31条 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律 公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例及び規則</p>							
関係制度の概要								
提 案 を 実現するために 考えられる手法	<table border="1"> <tr> <td>法的措置</td><td>派遣職種の除外を規定する。</td></tr> <tr> <td>財政措置</td><td></td></tr> <tr> <td>その他の措置</td><td></td></tr> </table>		法的措置	派遣職種の除外を規定する。	財政措置		その他の措置	
法的措置	派遣職種の除外を規定する。							
財政措置								
その他の措置								
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	<table border="1"> <tr> <td>考えられる メリット</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 地域の医師確保 </td></tr> <tr> <td>考えられる デメリット</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 民間医療機関への派遣による公平性の担保 派遣要請の増大による選定の困難性 </td></tr> </table>		考えられる メリット	<ul style="list-style-type: none"> 地域の医師確保 	考えられる デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 民間医療機関への派遣による公平性の担保 派遣要請の増大による選定の困難性 		
考えられる メリット	<ul style="list-style-type: none"> 地域の医師確保 							
考えられる デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 民間医療機関への派遣による公平性の担保 派遣要請の増大による選定の困難性 							
備 考								
担 当 部 課 名	<p>保健福祉部 地域医師確保推進室 医師確保推進グループ (内線：25-396)</p>							

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 保健福祉部

個票番号：3061A

提 案 の 概 要		<ul style="list-style-type: none"> 小児科医や産科医、麻酔科医が札幌に偏在し、地方では地元病院でお産ができないという本道の危機的状況に対処するため、地域の実態に応じて、小児科医、産科医、麻酔科医に関わる診療報酬の引上げ及び地方勤務の加算並びにこれらの増加に見合う他の診療報酬の引下げを行うことができるよう、診療報酬の特例措置の決定権限を知事に移譲。
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	<ul style="list-style-type: none"> 診療報酬は厚生労働大臣が中央社会保険医療協議会に諮問し、その意見を聴いて定めることとなっており、その算定方法は、健康保険法第76条第2項の規定に基づいている。 また、健康保険の財政運営は全国プールで行われており、財源は保険者からの拠出金（保険料、国庫負担・補助）によって賄われている。
	関係法令等	社会保険医療協議会法第2条 健康保険法第76条第2項、第155条 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料等の算定方法について
	関係制度の概要	
提 案 を 実 現 す る た め に 考 え ら れ る 手 法	法的措置	
	財政措置	
	その他の措置	
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考 え ら れ る メ リ ッ ト	
	考 え ら れ る デ メ リ ッ ト	<ul style="list-style-type: none"> 一部の診療報酬を引き上げ、これに見合う診療報酬の引き下げが可能となるかが不明。 北海道だけ医療費が増加し、保険料を高くせざるを得なくなり、結果的に全国一律の保険料に格差が生じることとなる。 北海道だけの独自の考え方による診療報酬の算定要件の緩和には全国の各医療保険者の了解を得ることが難しい。
備 考		
担 当 部 課 名	保健福祉部 国民健康保険課 保険給付グループ（内線：25-173）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 保健福祉部

個票番号：2019A、2027A、2031A

提 案 の 概 要		<ul style="list-style-type: none"> 地域における看護師不足が生じてあり、その解消のため、道立看護学校の定員及び奨学金制度の拡充。 	
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	<ul style="list-style-type: none"> H18.4の診療報酬改定により、看護師の配置数による報酬単価の差が拡大したことに伴い、道内外の大規模病院等における採用が活発化し、地方や中・小規模の病院では看護師確保が困難な状況となっている。 道では、賛成確保、就業促進、就業定着、質の向上の4つを柱とした確保対策を進めてきており、H18年度においては、市町村広報の活用などによりナースバンク事業の利用拡大を図ったほか、国の新規モデル事業を活用して潜在看護職員の臨床実務研修を実施するなど、即戦力となる潜在看護師の再就業支援の強化を図ったところである。 	
	関係法令等		
	関係制度の概要		
提 案 を 実 現 す る た め に 考 え ら れ る 手 法	法的措置		
	財政措置	道予算事業として検討	
	その他の措置		
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられるメリット	<ul style="list-style-type: none"> 地域への看護職員の就業が促進され、看護師不足が緩和する可能性がある。 	
	考えられるデメリット	<ul style="list-style-type: none"> 少子化に伴う学生数の減や、高学歴志向などにより、既に定員割れの学校もあり、定員の増が直ちに賛成数の増にならない可能性がある。 	
備 考			
担 当 部 課 名	保健福祉部 医療政策課 看護対策グループ (内線：25-385)		

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 保健福祉部

個票番号：1008A（保健師、助産師、看護師）

提 案 の 概 要		<ul style="list-style-type: none"> 助産師、保健師、看護師などの養成施設を、知事が地域の実態に応じて指定できるよう、指定権限の移譲を求める。 また、企業参入も含めて地方での設置が容易となるよう、養成施設の指定基準及び専修学校の設置基準の緩和を求める。助産師以外の他の職種についても同様の措置を求める。
事 実 関 係 (現状など)		<ul style="list-style-type: none"> 看護師等養成所の設置は、保育看護法に基づく厚生労働大臣の指定と、学校教育法に基づく専修学校の知事認可を要するが、この関連を明文化した規定がなく、申請書類の別個であるため、設置者にとって煩雑で判りづらい手続きとなっている。 また、看護師等養成所の指定申請に際し、明文化された基準以上のレベルを国から求められることが多く、申請者や経由機関である道にとっても判りづらい内容となっている。 なお、設置主体の制限については、法令上の規定はないが、指導要領において「営利を目的としない法人であることを原則」とされている。
関係法令等		保健師助産師看護師法
・関係制度の概要		
提 案 を 実現するため に 考 え ら れ る 手 法	法的措置	
	財政措置	
	その他の措置	制度改正を国に要望（簡素で判りやすい指定手続へ）
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考 え ら れ る メ リ ッ ト	<ul style="list-style-type: none"> 設置が促進され、養成定員を拡大できる可能性がある。(ただし、少子化等が進むなか、学生を確保できるかどうか課題は残る。)
	考 え ら れ る デ メ リ ッ ト	<ul style="list-style-type: none"> 教育水準の低下や学習環境の悪化を招く可能性がある。 看護職員の水準に差が生じる可能性があり、全国一律の診療報酬制度下においては、患者側から見れば不利益となりかねない。
備 考	<ul style="list-style-type: none"> 現時点において、地域実態に応じた指定に支障を来たした例はない。 	
担 当 部 課 名	保健福祉部 医療政策課 看護対策グループ（内線：25-385）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 保健福祉部

個票番号：1008A（歯科衛生士、歯科技工士）

提 案 の 概 要		<ul style="list-style-type: none"> 助産師、保健師、看護師などの養成施設を、知事が地域の実態に応じて指定できるよう、指定権限の移譲を求める。 また、企業参入も含めて地方での設置が容易となるよう、養成施設の指定基準及び専修学校の設置基準の緩和を求める。助産師以外の他の職種についても同様の措置を求める。
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	<ul style="list-style-type: none"> 歯科衛生士、歯科技工士養成所の設置は、歯科衛生士法、歯科技工士法に基づく厚生労働大臣の指定と、学校教育法に基づく専修学校の知事認可を要するが、この関連を明文化した規定がなく、申請書類も個別であるため、設置者にとって判りづらい手続きとなっている。 また、歯科衛生士、歯科技工士養成所の指定申請に際し、明文化された基準以上のレベルを国から求められることが多く、申請者や経由機関である道にとっても判りづらい内容となっている。 なお、設置主体の制限については、法令上の規定はないが、指導要領に「営利を目的としない法人であることを原則」とされている。
	関係法令等	
	関係制度の概要	
提 案 を 実 現 す る た め に 考えられる手 法	法的措置	
	財政措置	
	その他の措置	制度改正を国に要望（簡素で判りやすい指定手続へ）
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられる メリット	
	考えられる デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 全国一律の教育水準から外れる可能性がある。
備 考		
担 当 部 課 名	保健福祉部 健康推進課 歯科栄養グループ（内線：25-471）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 保健福祉部

個票番号：1008A（臨床検査技師）

提 案 の 概 要		<ul style="list-style-type: none"> 助産師、保健師、看護師などの養成施設を、知事が地域の実態に応じて指定できるよう、指定権限の移譲を求める。 また、企業参入も含めて地方での設置が容易となるよう、養成施設の指定基準及び専修学校の設置基準の緩和を求める。助産師以外の他の職種についても同様の措置を求める。
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	<ul style="list-style-type: none"> 臨床検査技師の就業状況については、平成18年4月の調査によると、全体の90%が医療機関及び衛生検査所に勤務しており、その就業数は、ここ数年、安定した状態で推移し、道内における就業率は約80~90%となっている。また、これまでの立入検査においても、法律で定める臨床検査技師等の員数不足は見られない状況にある。
	関係法令等	臨床検査技師等に関する法律 臨床検査技師学校養成所指定規則 学校教育法
	関係制度の概要	
提 案 を 実 現 す る た め に 考えられる手法	法的措置	臨床検査技師等に関する法律改正
	財政措置	
	その他の措置	
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ツ 等	考えられるメリット	<ul style="list-style-type: none"> 知事が養成施設の許可権限を有することとなると、地域の実情に応じた養成施設の設置が可能となるほか、事務手続きの簡素化が図れるものと考える。 また、養成施設の指定基準及び専修学校の設置基準の緩和により地域における衛生検査所の設置が容易となり、新規参入も可能となるものと考える。
	考えられるデメリット	<ul style="list-style-type: none"> 新規参入等により養成施設が増え、その結果、養成施設の経営が難しくなるほか、募集学生のレベルが低下するおそれがあるものと考える。
備 考		
担 当 部 課 名	保健福祉部 医務薬務課 薬務グループ（内線：25-569）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 保健福祉部

個票番号：1008A（理容師、美容師）

提 案 の 概 要		<ul style="list-style-type: none"> 助産師、保健師、看護師などの養成施設を、知事が地域の実態に応じて指定できるよう、指定権限の移譲を求める。 また、企業参入も含めて地方での設置が容易となるよう、養成施設の指定基準及び専修学校の設置基準の緩和を求める。助産師以外の他の職種についても同様の措置を求める。 	
事 実 関 係 (現状など)		<ul style="list-style-type: none"> 理（美）容師養成施設の指定権限については、第一次提案において、厚生労働省が、移譲は困難であるとしている。 	
関係法令等		<p>理容師法第3条第3項 美容師法第4条第3項</p>	
関係制度の概要		<ul style="list-style-type: none"> 理（美）容師養成施設を指定する権限は、厚生労働大臣にあるが、指定を行うに必要な調査に関する事務は、都道府県が処理することとされている。 	
提 案 を 実 現 す る た め に 考 え ら れ る 手 法	法的措置	理（美）容師法の改正	
	財政措置		
	その他の措置		
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考 え ら れ る メ リ ッ ト	<ul style="list-style-type: none"> 理（美）容師養成施設の指導監督について、一元的に実施することで、より効率的で、適切な事業実施が図られる。 	
	考 え ら れ る デ メ リ ッ ト	<ul style="list-style-type: none"> 養成施設の教育環境等に地域間格差が生じる可能性がある。 	
備 考			
担 当 部 課 名		保健福祉部 食品衛生課 生活衛生グループ（内線：25-513）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 保健福祉部

個票番号：1033B（看護師）

提 案 の 概 要		<ul style="list-style-type: none"> 農業、水産、観光関連業界の労働需給がミスマッチしている地域における、外国人人材受け入れ規制の緩和 就労基準（実務経験年数基準）の緩和 医療過疎地域においては、他国の看護師・介護福祉士の資格があれば、日本の国家資格が無くともその任に就けるようにする
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	<ul style="list-style-type: none"> 看護師については、フィリピンとの経済協定の中で、看護職員の就業について協定が結ばれているが、あくまでも日本での看護師免許が必要な要件となっている。
	関係法令等	
	関係制度の概 要	
提 案 を 実 現 す る た め に 考えられる手法	法的措置	
	財政措置	
	その他の措置	検討しない。
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられる メリット	<ul style="list-style-type: none"> 看護職員が増加し、看護師不足が緩和する可能性がある。
	考えられる デメリット	<ul style="list-style-type: none"> サービスの質（知識・技術・コミュニケーション能力）に差が生じる可能性があり、全国一律の診療報酬制度下においては、患者側から見れば不利益となりかねない。
備 考		
担 当 部 課 名	保健福祉部 医療政策課 看護対策グループ（内線：25-385）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 保健福祉部

個票番号：3064A

提案の概要		<ul style="list-style-type: none"> 広い北海道の町村合併後の地域医療のあり方は、中核病院を中心とした中小病院（自治体病院）の診療所化や診療所をサテライトとしてグループ化して、中核病院所属の医師から3ヶ月、6ヶ月、1年などの期間で派遣するシステムにもっていく。 	
事実関係等整理	事実関係 (現状など)		
	関係法令等		
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法	法的措置		
	財政措置		
	その他の措置	自治体病院等の広域化・連携について、現在検討しているところ。	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	<ul style="list-style-type: none"> 医師の研修機会が確保でき、不在時の応援態勢がスムーズに組めるなど、医師の地域勤務を促すメリットがある。 	
	考えられるデメリット	<ul style="list-style-type: none"> 医師が頻繁に交代するため、患者が特定の医師の診療を求めるなどローテーションを難しくする要因がある。 	
備考			
担当部課名		保健福祉部 医療政策課 地域医療グループ（内線：25-366）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 保健福祉部

個票番号：2018A、2020A、2022A、2025A、2026A、
2028A、2030A、2032A

提 案 の 概 要		地域の実態に応じて、標準医師数の算定方法の緩和 <ul style="list-style-type: none"> ・ 療養病床の入院患者の実態を反映した算定 ・ 外来における初診患者と再診患者の数に応じた算定 ・ 急性期患者と慢性期患者の数に応じた算定 過疎4法の指定地域における標準医師数の特例措置の緩和 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師配置基準の特例措置を現行の90%から80%に緩和 ・ 新たな医師確保対策が効果をあげるまで、特例措置の期間を現行の3年間から延長
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	・ 医師配置基準の特例許可については、3年間の許可終了後についても、要件が合致した場合には、再度、許可を取得することは可能であり、病床種別の変更の際は、従来から、医師配置基準の特例許可後の医師配置標準数で審査を行っている。
	関係法令等	医療法 社会保険医療協議会法 健康保険法
提 案 を 実 現 す る た め に 考 え ら れ る 手 法	関係制度の概要	
提 案 を 実 現 す る た め に 考 え ら れ る 手 法		法的措置 財政措置 その他の措置
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考 え ら れ る メ リ ッ ト	・ 提案内容では触れられていないが、医療機関の経営負担が軽減できると考えられる。
	考 え ら れ る デ メ リ ッ ト	・ 提案内容では触れられていないが、医療の質や安全性が低下するとともに、一人の医師に過重な労働が生じ、その結果、医師の確保や定着が難しくなると考えられる。
備 考		
担 当 部 課 名		保健福祉部 医務業務課 医務グループ（内線：25-564） 保健福祉部 国民健康保険課 保険給付グループ（内線：25-173）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 保健福祉部

個票番号：3036A

提案の概要		・ 病院の医師標準数の緩和
事実関係等整理	事実関係 (現状など)	・ 医療法に基づき、病床の種別により医師の配置数が決まっている。
	関係法令等	医療法
	関係制度の概要	
提案を実現するために考えられる手法		法的措置
		財政措置
		その他の措置
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・ 提案内容では触れられていないが、医療機関の経営負担が軽減できると考えられる。
	考えられるデメリット	・ 提案内容では触れられていないが、医療の質や安全性の低下とともに、一人の医師に過重な労働が生じ、その結果、医師の確保が定着難しくなると考えられる。
備考		
担当部課名		保健福祉部 医療薬務課 医務グループ (内線：25-564)

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 保健福祉部

個票番号：2019A、2021A、2023A、2024A、2027A、
2029A、2031A、2033A

提 案 の 概 要		小規模病院における夜間看護職員の配置を病棟に一律2名以上ではなく、入院患者や病床数に応じた配置基準に緩和。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 看護職員の夜間勤務時間の緩和（一人当たりの月平均夜勤72時間以内） ・ 看護師比率の要件の緩和
事 実 関 係 (現状など)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成18年の診療報酬改定で、入院基本料を算定する場合、看護職員の夜間複数勤務体制及び月平均夜勤時間数が72時間以下であることが必須条件となった。 ・ 診療報酬は厚生労働大臣が中央社会保険医療協議会に諮問し、その意見を聴いて定めることとなっており、その算定方法は、健康保険法第76条第2項の規定に基づいている。また、健康保険の財政運営は全国プールで行われており、財源は保険者からの拠出金（保険料、国庫負担・補助）によって賄われている。
事 実 関 係 等 整 理		<p>関係法令等</p> <p>社会保険医療協議会法 健康保険法 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法 老人保健法</p>
関係制度の概要		
提 案 を 実現するため に 考 え ら れ る 手 法	法的措置	
	財政措置	
	その他の措置	
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考 え ら れ る メ リ ット	
	考 え ら れ る デ メ リ ット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看護職員の労働条件の悪化 ・ 医療の質の低下（転倒、転落等の療養上の世話などを含めた医療事故の発生率の増加が懸念される） ・ 北海道だけの独自の考えによる診療報酬の算定要件の緩和には全国の各医療保険者の了解を得ることが難しい。
備 考		
担 当 部 課 名	保健福祉部 国民健康保険課 保険給付グループ（内線：25-173）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 総務部

個票番号：3019A

提 案 の 概 要		・ へき地、過疎地、一般の少數集落地域全世帯に対して緊急通報システムを一日も早く設置する。
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	・ 地域住民に対して防災情報を伝達するシステム（同報系防災行政無線）については、市町村において整備されているが、〇〇町は整備していない。
	関 係 法 令 等	
	関 係 制 度 の 概 要	・ 総務省消防庁の財政支援措置の対象となっている。（デジタル無線の場合、事業費の90%起債が認められ、その50%が交付税措置）
提 案 を 実 現 す る た め に 考 え ら れ る 手 法	法 的 措 置	
	財 政 措 置	
	そ の 他 の 措 置	
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考 え ら れ る メ リ ッ ト	
	考 え ら れ る デ メ リ ッ ト	
備 考	提案者の求めるシステムは、当課関係事業ではないと思われる。	
担 当 部 課 名	総務部 防災消防課 防災グループ（内線：22-563）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 保健福祉部

個票番号：3020A

提 案 の 概 要		<ul style="list-style-type: none"> 様々な理由で患者家族が行動不可能の場合は速やかに医療チームが出向して診療やその後の対策を速やかに行う。 	
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)		
	関 係 法 令 等		
	関 係 制 度 の 概 要		
提 案 を 実 現 す る た め に 考 え ら れ る 手 法	法 的 措 置		
	財 政 措 置		
	そ の 他 の 措 置		
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考 え ら れ る メ リ ッ ト	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な内容が不明確であり、メリット・デメリットとも記載しがたい。 	
	考 え ら れ る デ メ リ ッ ト	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な内容が不明確であり、メリット・デメリットとも記載しがたい。 	
備 考			
担 当 部 課 名		保健福祉部 医療政策課 地域医療グループ (内線: 25-366)	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 保健福祉部

個票番号：3021A

提 案 の 概 要		<ul style="list-style-type: none"> 日頃の通院、町立や専門病院、総合病院への通院には、その状況に応じて、介護ヘルパーを又、バス代等は割引券の発行や無料にする。 	
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	<ul style="list-style-type: none"> 「その状況」を想定しなければ事実関係は整理不能 	
	関係法令等		
	関係制度の概要		
提 案 を 実 現 す る た ま に 考 え ら れ る 手 法	法的措置		
	財政措置	割引や無料に要する経費を負担する	
	その他の措置		
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考 え ら れ る メ リ ッ ト	<ul style="list-style-type: none"> 提案内容では触れられていないが、個人が支払う通院費用が軽減されると考えられる。 	
	考 え ら れ る デ メ リ ッ ト	<ul style="list-style-type: none"> 提案内容では触れられていないが、負担軽減される側のデメリットはないと考えられる。なお、費用を負担する側にとってのデメリットが考えられる。 	
備 考			
担 当 部 課 名		保健福祉部 総務課 企画調整グループ（内線：25-127）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 保健福祉部

個票番号：1044A

提 案 の 概 要		<ul style="list-style-type: none"> 妊婦など患者が病院から離れている場合には、遠隔地区療の充実として、バイタルチェックを常駐させる。
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	<ul style="list-style-type: none"> 診療所において、看護師等が医師の指示に従い妊婦のバイタルチェックを行うことは、現行法令で可能である。
	関 係 法 令 等	医療法 保健師助産師看護師法
	関 係 制 度 の 概 要	
提 案 を 実 現 す る た め に 考 え ら れ る 手 法	法 的 措 置	
	財 政 措 置	
	そ の 他 の 措 置	
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考 え ら れ る メ リ ッ ト	<ul style="list-style-type: none"> 提案内容では触れられていないが、妊婦の多岐にわたる相談に応じることにより、妊婦の精神的・身体的負担が軽減されることから、子供を安心して産み育てる環境づくりに寄与すると考える。
	考 え ら れ る デ メ リ ッ ト	<ul style="list-style-type: none"> 提案内容では触れられていないが、治療が必要となった場合など緊急時において十分な医療対応が出来ない。
備 考		
担 当 部 課 名	保健福祉部 医務業務課 医務グループ（内線：25-564）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 保健福祉部

個票番号：2011A

提 案 の 概 要		<ul style="list-style-type: none"> 町として財政支援を行っている病院について、将来的には無床診療所と介護老人保健施設への転換を検討しているところであり、その際認定を受ける共用部分は現法においては極小の範囲である。しかしながら用途区分のための施設整備には多額の経費が必要とし、財政支援をしております自治体財政をさらに圧迫する要因となっている。そのために、業務に支障のない範囲での共用部分の拡大を要望する。
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	<ul style="list-style-type: none"> 療養病床の転換に係る医療機関と介護老人保健施設との施設の共用については、次のとおり拡大される予定である。 <ul style="list-style-type: none"> ①出入り口、診察室、階段及びエレベーターについては、共用化 ②医療機関と老健施設の壁が不要
	関係法令等	医療法
	関係制度の概 要	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年5月31日付け医政発第0531003号及び老発第0531001号、厚生労働省医政局長並びに同省老健局長通知により措置済み
提 案 を 実 現 す る た め に 考 え ら れ る 手 法	法的措置	
	財政措置	
	その他の措置	
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考 え ら れ る メ リ ッ ト	<ul style="list-style-type: none"> 提案内容では触れられていないが、改築の必要がないことから、医療機関及び介護老人保健施設を開設する両者にとって、経費が軽減されると考えられる。
	考 え ら れ る デ メ リ ッ ト	<ul style="list-style-type: none"> 提案内容では触れられていないが、入所者と入院患者が接触することにより、感染症など病気に罹患する恐れがあることから、その接触に配慮する対応が必要となると考えられる。
備 考		
担 当 部 課 名	保健福祉部 医務薬務課 医務グループ（内線：25-564）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 保健福祉部

個票番号：1043A（歯科）

提案の概要		<ul style="list-style-type: none"> 地域に必要な身近な医療としての3科の設置（併設でも構わない）。 過疎地の医師についての期間限定交代制の導入。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	現在、道内における無歯科医市町村は1村（赤井川村）のみであり、道立保健所の歯科医師などが定期検診や医療相談等を対応している。
	関係法令等	歯科医師法
	関係制度の概要	
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	
	財政措置	
	その他の措置	無歯科医市町村に関し、関係市町村、団体と連携を図り、歯科医師の確保に努める。
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	
	考えられるデメリット	
備考		
担当部課名		保健福祉部 健康推進課 歯科栄養グループ（内線：25-471）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 教育厅

個票番号：1047H（学校）

提 案 の 概 要		<ul style="list-style-type: none"> 学校と病院の同一建物での併設。 	
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	<ul style="list-style-type: none"> 公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校においては、学校の整備に関する現行の法令等の規定で、病院との併設を規制するものは特にない。 	
	関係法令等		
	関係制度の概要		
提 案 を 実 現 す る た め に 考えられる手法	法的措置	(学校整備に関する規定等では、特に規制なし)	
	財政措置		
	その他の措置		
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられる メリット		
	考えられる デメリット		
備 考			
担 当 部 課 名		教育厅 施設課 道立学校グループ (内線：35-469) 教育厅 施設課 施設助成グループ (内線：35-478)	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 保健福祉部

個票番号：1047H（病院）

提 案 の 概 要		<ul style="list-style-type: none"> 学校と病院の同一建物での併設。
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	<ul style="list-style-type: none"> 医療法上の要件を具備している場合は、現行法令で対応可能である。
	関係法令等	医療法
提 案 を 実 現 す る た め に 考 え ら れ る 手 法	法的措置	
	財政措置	
	その他の措置	
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考 え ら れ る メ リ ッ ト	<ul style="list-style-type: none"> 提案内容では触れられていないが、病院の設置に当たり、学校の空きスペースを活用することは、施設整備に係る経費を軽減出来るものと考えられる。
	考 え ら れ る デ メ リ ッ ト	<ul style="list-style-type: none"> 提案内容では触れられていないが、感染症など病気と接触する機会が増えることから、子供達の健康保持上、十分な対応を図る必要があると考えられる。
備 考		
担 当 部 課 名		保健福祉部 医務薬務課 医務グループ（内線：25-564）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 保健福祉部

個票番号：1049A

提 案 の 概 要		・ 私立病院の空き病棟の有効利用
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	・ 医療法上の要件を具備している場合は、現行法令で対応可能である。
	関係法令等	医療法
提 案 を 実 現 す る た め に 考えられる手法	関係制度の概 要	
	法的措置	
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	財政措置	
	その他の措置	
	考えられるメリット	・ 提案内容では触れられていないが、空きスペースを有効活用することにより、病院の経営改善が図られるものと考えられる。
考えられるデメリット	・ 提案内容では触れられていないが、施設が病院ということもあり、利用に当たってはその目的に制限があるものと考えられる。	
備 考		
担 当 部 課 名		保健福祉部 医務薬務課 医務グループ（内線：25-564）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 保健福祉部

個票番号：3035A

提 案 の 概 要		・ 医療対策協議会の知事権限の強化
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	・ 医療法第30条の13では、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者は、医療対策協議会の協議を経て定められた施策の実施に協力するよう努めなければならないと規定されており、努力義務が既に定められている。
	関係法令等	医療法
	関係制度の 概 要	
提 案 を 実 現 す る た め に 考 え ら れ る 手 法	法的措置	
	財政措置	
	その他の措置	
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考 え ら れ る メ リ ッ ト	
	考 え ら れ る デ メ リ ッ ト	
備 考		
担 当 部 課 名		保健福祉部 医療政策課 地域医療グループ (内線：25-366)

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 総務部

個票番号：1045A

提 案 の 概 要		<ul style="list-style-type: none"> 救急車の不正利用を減らすために、救急車の出動理由の公表を制度化して、世論に問う政策を展開 						
事 実 関 係 (現状など)		<ul style="list-style-type: none"> 救急自動車の出動件数は、高齢化、1人世帯の増加などから年々増えている状況にあるが、その中の極一部に不適正な利用があることも増加の要因の1つとなっている。 						
関係法令等								
関係制度の概 要								
提 案 を 実現するため に 考 え ら れ る 手 法		<table border="1"> <tr> <td>法的措置</td><td></td></tr> <tr> <td>財政措置</td><td></td></tr> <tr> <td>その他の措置</td><td>不適正な出動の減少に結びつくよう、広報活動を継続強化及び応急手当の基礎知識等の普及を図る。</td></tr> </table>	法的措置		財政措置		その他の措置	不適正な出動の減少に結びつくよう、広報活動を継続強化及び応急手当の基礎知識等の普及を図る。
法的措置								
財政措置								
その他の措置	不適正な出動の減少に結びつくよう、広報活動を継続強化及び応急手当の基礎知識等の普及を図る。							
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等		<table border="1"> <tr> <td>考 え ら れ る メ リ ッ ト</td><td></td></tr> <tr> <td>考 え ら れ る デ メ リ ッ ト</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 救急出動の件数は多く、それを公表する事務量は、膨大なものとなる。 </td></tr> </table>	考 え ら れ る メ リ ッ ト		考 え ら れ る デ メ リ ッ ト	<ul style="list-style-type: none"> 救急出動の件数は多く、それを公表する事務量は、膨大なものとなる。 		
考 え ら れ る メ リ ッ ト								
考 え ら れ る デ メ リ ッ ト	<ul style="list-style-type: none"> 救急出動の件数は多く、それを公表する事務量は、膨大なものとなる。 							
備 考								
担 当 部 課 名		総務部 防災消防課 消防グループ（内線：22-558）						

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 保健福祉部

個票番号：3092A

提 案 の 概 要		<ul style="list-style-type: none"> 高齢化社会・女性社会進出に伴い、従来の医療制度では医療費が逼迫してくるため、予防医療重視すると共に専門医でなくても一定水準まで総合的に対応できる家庭医を多数輩出し、健康王国を確立する。
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	<ul style="list-style-type: none"> 道では、各種の疾患を総合的に診ることができます医師を「総合医」と呼んでおり、総合医の育成を目指す「総合医養成支援事業」を既に実施しているところ。
	関 係 法 令 等	
	関 係 制 度 の 概 要	
提 案 を 実 現 す る た め に 考 え ら れ る 手 法	法 的 措 置	
	財 政 措 置	
	そ の 他 の 措 置	
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考 え ら れ る メ リ ッ ト	<ul style="list-style-type: none"> 病気の未然予防は、医療費低減のために重要であり、住民の生活の質を高めるためにも有効である。 現在進められている医療制度改革においても、生活習慣病の予防が重要視されており、本提案は政策の方向性と合致している。
	考 え ら れ る デ メ リ ッ ト	<ul style="list-style-type: none"> 特にない。
備 考		
担 当 部 課 名		保健福祉部 医療政策課 地域医療グループ (内線: 25-366)